

令和8年度 有機フッ素化合物残留実態調査委託業務

企画提案公募要領

1 事業目的

本事業の目的は、別添「令和8年度 有機フッ素化合物残留実態調査委託業務 企画提案仕様書」のとおりとする。

2 概要

- (1) 名 称：令和8年度 有機フッ素化合物残留実態調査委託業務
- (2) 業 務 内 容：令和8年度 有機フッ素化合物残留実態調査委託業務 企画提案仕様書
参照
- (3) 業 務 期 間：契約締結日から令和9年2月26日（金）まで
- (4) 委託金額の上限：9,232,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (5) 審 査 内 容：企画提案書及び見積額の内容による審査
- (6) 選 定 方 法：提出された企画提案書のプレゼンテーション審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

3 応募要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定を準用し、当該規定に該当しない者であること。

<地方自治法施行令（抜粋）>

第167条の4第1項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (3) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (4) 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入し保険料の滞納がないこと。
- (6) 雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。

- (7) 労働関係法令を遵守していること。
- (8) 業務進捗状況、内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制及び業務を実施するための十分な人員体制を有する者であること。
- (9) 計量法（平成4年5月20日号外法律第51号）第107条に基づき、事業所の所在地を管轄する都道府県知事の計量証明事業（濃度（水・土壌））の登録者であること。
- (10) 国又は地方公共団体が発注者となる有機フッ素化合物（PFOS、PFOA、PFHxS等）の水質測定業務又はそれに係る調査業務の受託の実績を過去5年間に複数回有すること。
- (11) 沖縄県内に事務所（支店、営業所を含む。）を有する。
- (12) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体の構成員は、上記(1)から(7)の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記(9)から(11)の要件を満たす者であること。
 - エ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - オ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため、他の共同企業体との連携を密にし、事業の推進及び成果の達成を図ること。
- (13) 1提案者（共同企業体で事業を実施する場合は、1共同企業体）につき、提案は1件であること。

4 応募の手続き（スケジュール）

提出書類様式及び仕様書の掲載期間	<ul style="list-style-type: none"> ・掲載期間：令和8年5月14日（木）～5月29日（金） ・掲載場所：沖縄県環境部環境保全課ウェブサイト
質問受付期間	<ul style="list-style-type: none"> ・受付期間：令和8年5月14日（木）～<u>5月21日（木）12:00</u>まで ・提出先：沖縄県環境部環境保全課代表メールアドレス aa038008@pref.okinawa.lg.jp 質問がある場合、質問書【様式1】を提出してください。 ・回答：沖縄県環境部環境保全課ウェブサイトに随時掲載
提案書提出	<ul style="list-style-type: none"> ・提出期限：<u>令和8年5月29日（金）12:00</u>まで ・提出書類：以下5(1)に定める紙書類（片面印刷のうえ、件名・提出者名等をラベリングしたフラットファイルに綴る） 企画提案応募申請書【様式2】は押印して原本1部提出 下記、「5 提出書類及び必要部数等」を参照。 ・提出方法：応募書類等の提出は、持参又は郵送（書留郵便）により提出してください。郵送の場合は提出期限必着とします。 ・提出先：沖縄県環境部環境保全課 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（4階）

	<p>電話番号 098-866-2236</p> <p>【その他】</p> <p>一次審査（応募資格・要件の書類審査）の審査結果を 6月1日（月）までに応募者に電子メール等で通知します。</p>
企画提案選定委員会	<p>日時：令和8年6月4日（木）午後（予定）</p> <p>県が申込者毎に指定した 25 分間</p> <p>場所：沖縄県庁 4 階第 3 会議室</p> <p>【備 考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細な時間は、一次審査通過者に対し、令和8年6月1日（月）までに連絡いたします。 ・ 提案書に沿って内容の説明をお願いします。 ・ 説明は提出済みの提案書のみを用いて行い、追加資料は不可。プロジェクター等の用意はありません。 ・ 説明時間 15 分、質疑 10 分を予定しておりますが、質問時間は超過する可能性があります。 ・ 説明者は3名までとします。
審査結果の通知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年6月8日（月）以降予定

5 提出書類及び必要部数等

(1) 提出書類及び必要部数

企画提案書	【任意様式】 7部提出
企画提案応募申請書	【様式2】 原本 <u>1部</u> のみ提出（※要押印）
共同企業体の概要	【任意様式】 共同企業体による応募の場合のみ、7部提出
積算書	【様式3】 7部提出
会社概要	【様式4】 7部提出
過去の類似業務実績書等	【様式5】 7部提出 仕様書、契約書の写し等、業務内容・事実確認が出来る書類は <u>1部</u> 提出
事業計画	【様式6】 7部提出
誓約書	【様式7】 1部提出

社会保険に加入義務がないことについての申出書	【様式7-2】該当する場合のみ1部提出
共同企業体協定書	【任意様式】共同企業体による応募の場合のみ、原本 <u>1部</u> を提出 (※要押印)

(2) 積算書

費目は以下の内容とし、各積算費目の内訳と単価を記載すること。

ア 直接人件費

イ 直接経費：水質分析費、ボーリング調査・観測井戸設置費、出張旅費、印刷製本費、消耗品費、再委託費（外注費）等、その他事業を執行するうえで必要と判断される費用

※直接経費に計上できないもの：建物等施設に関する経費、当然備えているべき機器・什器類等、事業実施中に発生した事故・災害等処理のための経費、その他事業に関係のない経費等。

ウ 一般管理費

- ・(直接人件費+直接経費-再委託費(外注費含む))×10/100以内とする。
- ・水質調査の分析費等、受託単価に一般管理費を含めている場合は、差し引いて計上するとともに、その旨を記載すること。
- ・上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者(共同事業体構成員を含む)が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注(請負契約)に必要な経費も対象とする。

エ 消費税(各経費単価に消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。)

6 委託先候補事業者の選定

(1) 選定の方法

ア 一次審査として事務局(環境保全課)において、応募要件を満たしているか等、提出された企画提案書等の書類審査を行う。

イ 二次審査として沖縄県環境部内に設置する企画提案選定委員会において、提出された企画提案書のプレゼンテーション審査を行い、優先交渉順位を決定する。なお、プレゼンテーションは、提出期限までに提出された書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等については審査対象外とする。

ウ 審査経過や審査結果等に関する問い合わせには応じない。

エ 評価にあたり必要と認める企画提案者に対して、疑義照会を行うことがある。

オ 選定委員会により選定した事業者が辞退した場合、又は県との委託契約に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。

カ 一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

(2) 主な評価項目（予定）

ア 基本認識 (現状認識)	現在の状況について正しく認識できているか。
イ 企画提案内容の 優良性（明瞭性、具体 性、妥当性、的確性）	・ 事業目的を適切に理解しているか。 ・ 企画提案書の内容がわかりやすく、具体的であるか。 ・ 全体計画の工程等について、実施手順や手法が妥当であるか。
ウ 業務執行体制・ 業務実績（業務の確実 性）	・ 業務を迅速に執行できる組織体制（必要十分な人員配置）となっ ているか。 ・ 業務スケジュールが適正か。 ・ これまでの同種及び類似調査等業務の受託実績が豊富であるか 等。
エ 積算内容	見積は提示された予算の範囲内か。また、見積額は業務遂行に必 要な金額が適正に見積もられているか。

7 委託契約について

委託契約の業務の内容や積算項目等については、予算や諸事情により変更することがある。契約締結後、必要な場合は、調査内容について変更協議を行う。

8 参考資料の貸与

本業務の企画提案にあたり、検討に資するため、令和7年度に実施した「有機フッ素化合物残留実態調査業務」の報告書を貸与する。

参考資料の貸与を希望する者は、下記のとおり申請すること。

(1) 申請方法

別添「参考資料貸与申請書【様式8】」により申請すること。

(2) 貸与方法

申請内容を確認後、電子メール等により参考資料の電子データ（PDF）を送付等する。

(3) 申請期限

令和8年5月27日（水）12:00 まで

(4) 提出先

沖縄県環境部環境保全課代表メールアドレス

aa038008@pref.okinawa.lg.jp

9 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 書類作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。
- (4) 今回の募集は委託契約候補者の順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。
- (5) 提案された企画のすべてを実施するものではない。

- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 提出された書類は、審査以外の目的に使用しない。
- (8) 提出された書類は、審査に必要な範囲でコピーすることがある。
- (9) 県との委託契約に関する協議の中で、仕様書の内容についても協議出来る。
- (10) その他、「企画提案仕様書」の記載内容にも留意すること。
- (11) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号（以下条文参照）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

< 沖縄県財務規則（抜粋） >

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- ‘(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- ‘(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- ‘(3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

【連絡・問い合わせ先】

沖縄県環境部環境保全課 担当：伊良部

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 4階

電話番号：098-866-2236

メールアドレス aa038008@pref.okinawa.lg.jp